

ID: 476

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	料金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市水道事業給水条例 第19条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第204号		
<p>【根拠条文】 (料金の支払義務) 第19条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第20条の規定による。 (料金) 第20条 料金は、別表第1に定める料金とする。(料金の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日